

議案第七号

職員の勤務時間に関する条例の制定について

次のとおり職員の勤務時間に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



## 第五節 勤務時間等

### 職員の仕事時間に関する条

例

(昭和 年 月 日)  
条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第百二十六号）第二十四条第六項の規定に基づき、職員の仕事時間に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二条 職員の仕事時間は一週間について四十時間を下らず、四十八時間をこえない範囲内において、規則で定める。

2 任命権者は、職員の仕事条件の特殊性その他の理由により、前項に規定する勤務時間により難いものがあると認める場合においては、前項に規定する時間の範囲内において、前項の規則で定められた勤務時間を変更することができる。

3 前二項に規定する勤務時間の旨は、任命権者が月曜日から土曜日まで六日間において行なうものとする。ただし、特別の勤

第五編 公務員（職員の仕事時間に関する条例）

[鳥中文]

務に従事する職員については、この限りでない。

(勤務を要しない日及び休憩時間)

第三条 日曜日は、勤務を要しない日とする。

2 任命権者は、一日の仕事時間が六時間をこえる場合においては四十五分、八時間をこえる場合においては一時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

3 勤務条件の特殊性により、第一項又は前項の規定により難いときは、任命権者は、勤務を要しない日又は休憩時間につき別段の定をすることができる。

(休憩時間)

第四条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、休憩時間を置くことができる。

(非常勤職員の仕事時間)

第五条 非常勤職員の仕事時間は、任命権者が定める。

(この条例の施行に關し必要な事項)

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(職員の仕事時間に関する条例の廃止)

2 職員の仕事時間に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三十号）は、廃止する。

二二二二（二三〇）